令和８年度　第２回浜松市社会福祉審議会

高齢者福祉専門分科会

日　時　　令和８年８月 27 日（木）15:00～
場　所　　浜松市役所本館８階　第４委員会室

次　　第

１　開　会

２　会長挨拶

３　議事
（1）はままつ友愛の高齢者プラン策定骨子案について

４　連絡事項
・第３回高齢者福祉専門分科会　　10 月　８日（木）15：00～
・第４回高齢者福祉専門分科会　　10 月 26 日（月）15：00～
※いずれも 102 会議室（北館１階）

・その他

５　閉会

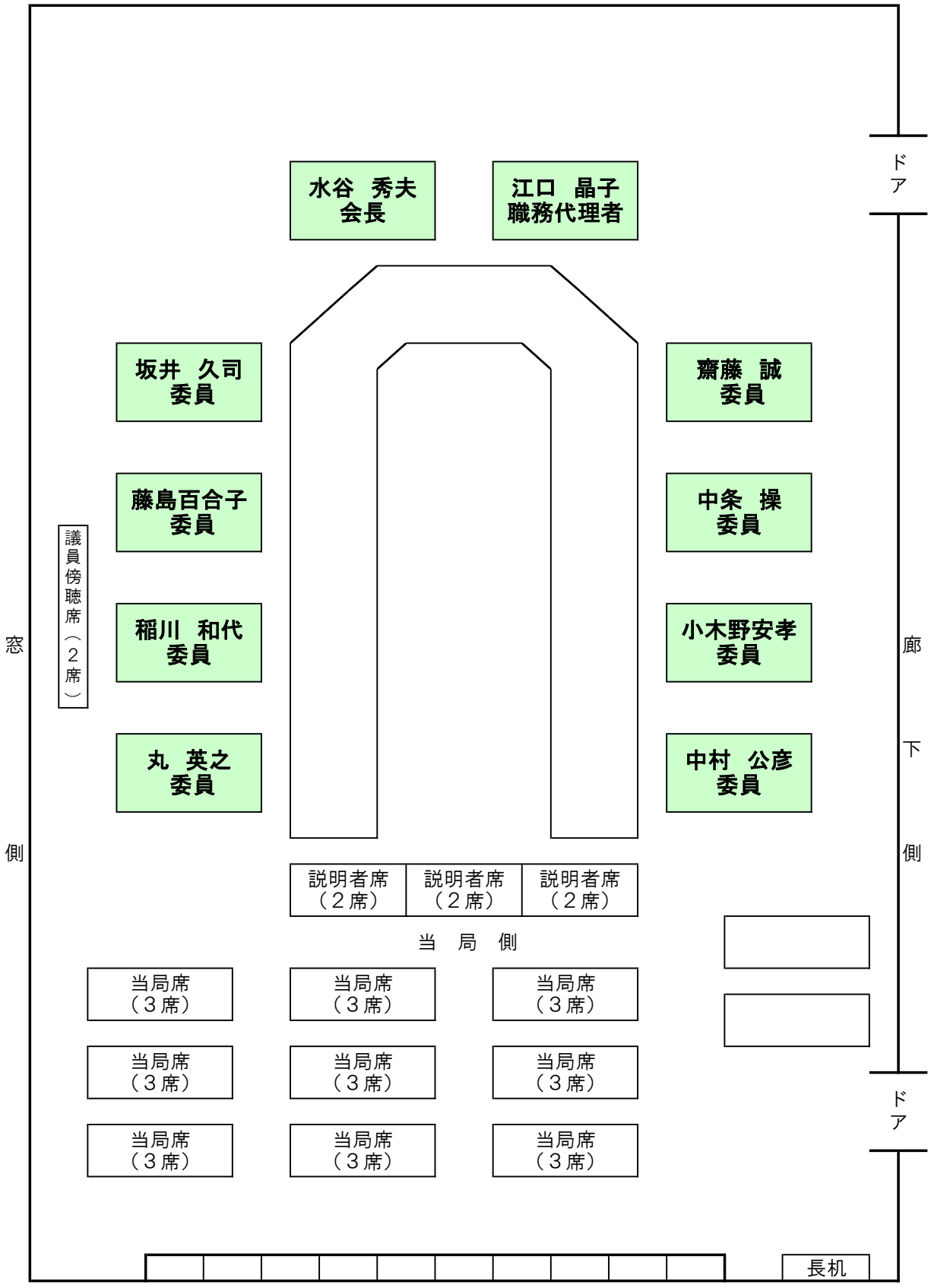
令和８年度　浜松市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿

（令和８年８月現在）

No.	区分	所属団体	役職	氏名	備考
1	地域住民組織	浜松市自治会連合会	理事	斎藤（さいとう）　誠（まこと）	
2	地域住民組織	浜松市老人クラブ連合会	会長	中条（ちゅうじょう）　操（みさお）	
3	福祉関係団体	浜松市ボランティア 連絡協議会	副会長	小木野（おぎの）　安孝（やすたか）	
4	福祉関係団体	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	常務理事	中村（なかむら）　公彦（きみひこ）	
5	福祉関係団体	浜松市民生委員児童委員 協議会	副会長	坂井（さかい）　久司（ひさし）	
6	福祉関係団体	浜松市社会福祉施設 協議会	副会長	水谷（みずたに）　秀夫（ひでお）	分科会 会長
7	保健医療関係 団体	一般社団法人 浜松市医師会		藤島（ふじしま）　百合子（ゆりこ）	
8	保健医療関係 団体	公益社団法人 静岡県看護協会	西部地区支部 副支部長	稲川（いながわ）　和代（かずよ）	
9	知識経験者	聖隷クリストファー大学	教授	江口（えぐち）　晶子（あきこ）	分科会 職務代理者
10	知識経験者	浜松市議会		丸（まる）　英之（ひでゆき）	

社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会座席表

2026年8月27日
第4委員会室



傍聴者側からの視点

はままつ友愛の高齢者プラン骨子案について

1　趣旨

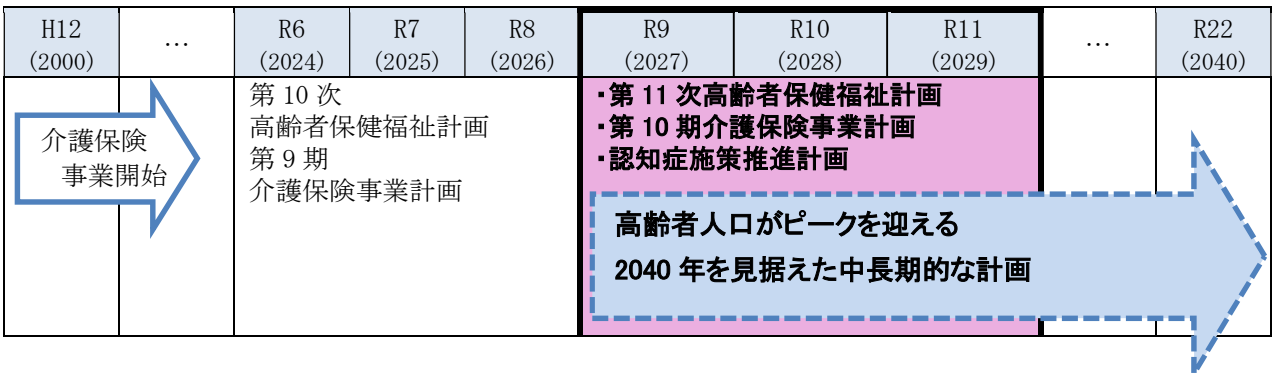
「はままつ友愛の高齢者プラン」は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施を図るための総合的な計画として、「浜松市高齢者保健福祉計画」と「浜松市介護保険事業計画」を3年を一期として一体的に策定した総称です。

次期プランでは、認知症基本法において策定が努力義務とされている、「認知症施策推進計画」についても、組み込んで一体的に策定します。

総　称	計画名称	根拠法令等	内　容	審議機関
はままつ 友愛の 高齢者プラン	第11次 高齢者保健 福祉計画	老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画	高齢者保健福祉事業のサービス量、整備量および確保策	社会福祉 審議会 高齢者福祉 専門分科会
	認知症施策 推進計画	認知症基本法第13条の規定に基づく計画	認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき共生社会の実現を目指す施策	社会福祉 審議会 高齢者福祉 専門分科会
	第10期 介護保険 事業計画	介護保険法第117条第1項の規定に基づく計画	介護施設等の必要利用定員数及びサービス種類ごとの給付費を見込み、第1号被保険者の保険料を算出	介護保険 運営協議会

2　計画の期間

現計画　令和6年度～令和8年度　⇒　次期計画　令和9年度～令和11年度



3　骨子案　　別添　資料１、資料２のとおり

４　策定スケジュール

時期	内　容
5 月	**・市議会厚生保健委員会** **【報告】実態調査の結果**
7 月	**・第 1 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会・**第 1 回介護保険運営協議会 【審議】現計画実績報告、策定スケジュール、実態調査結果の報告
8 月	**・第 2 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会** 【審議】骨子案
9 月	・第 2 回介護保険運営協議会 【審議】骨子案
10 月	**・第 3 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会・**第 3 回介護保険運営協議会 【報告】パブリック・コメントの実施 【審議】プラン（素案）（サービス量含む） **・第 4 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会・**第 4 回介護保険運営協議会 【審議】プラン（案）、パブリック・コメント実施
11 月	**・市議会厚生保健委員会** **【報告】プラン（案）、パブリック・コメント実施**
1 月	**・第 5 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会** 【報告】パブリック・コメントの実施結果 【審議】プラン(修正案) ・第 5 回介護保険運営協議会 【報告】パブリック・コメントの実施結果 【審議】プラン(修正案）、給付費と保険料設定
2 月	**・市議会厚生保健委員会** **【報告】プラン(修正案）（保険料案含む）** ・パブリック・コメント結果の公表 ・第 3 回地域包括支援センター運営協議会 【報告】パブリック・コメントの実施結果、プラン(修正案)
3 月	・プラン決定・公表

はままつ友愛の高齢者プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）　新施策体系

資料１

▶ 次期計画策定の視点

●この計画は本市の基本指針である浜松市総合計画及び浜松市地域福祉計画を上位計画とし、保健・介護・福祉分野に関する計画の一つとして位置づけられる。
●基本目標・施策の展開については国が示す基本指針及び静岡県の方針、現計画の進行状況や市民アンケート等から抽出した課題・ニーズを中心に検討し、決定する。
●2040年には団塊ジュニア世代が高齢者となり、85歳以上人口の増加や独居高齢者、認知症高齢者の増加も見込まれるため、中長期的な介護ニーズの見込み等を踏まえて計画を策定する。

▶ 次期計画体系の趣旨

●実態調査の結果や国・県の施策の方向性が大きく変わらないことから現計画を踏襲するが、県の方針に準拠して、重点施策について6つの柱建てを行った。
●新型コロナウイルス感染症は収束したものの、近年の災害発生状況を踏まえ、平時から状況を把握し非常時に備えるため、災害や感染症対策に係る体制整備を重点施策１の中に組み込む。
●重点施策2の「③生きがいづくりの推進」と「70歳現役都市・浜松の推進」を統合した。
●国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、「新しい認知症観」に立ち、地域の実情に即した「認知症施策推進計画」を一体的に策定する。

2024～2026年度 現計画の骨子

基本理念：地域でともに支え合い 安心していきいきと暮らすことのできるまち 浜松
～地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進～

基本目標	施策の展開	
1 地域でともに支え合い	① 地域共生社会の実現	重点施策1
	② 見守り支え合う地域づくりの推進	
	③ 選択可能な住まいと自分らしい暮らし方	
	④ 尊厳ある暮らしの支援	
2 いきいきと健やかに	⑤ 自立支援、介護予防・重度化防止	重点施策2
	⑥「予防・健幸都市(ウエルネスシティ)」の推進	
	⑦ 生きがいづくりの推進	
	⑧「70歳現役都市・浜松」の推進	
3 安心して最期まで暮らす	⑨ 介護サービス基盤の整備・質の向上	重点施策3
	⑩ 在宅医療・介護連携の推進	重点施策4
	⑪ 認知症施策の総合的推進	重点施策5
	⑫ 人材の確保・定着・育成	重点施策6
	⑬ 災害や感染症対策に係る体制の整備	重点施策7

2027～2029年度 次期計画の骨子（案）

基本理念：地域でともに支え合い 安心していきいきと暮らすことのできるまち 浜松
～地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進

※下線…変更点等

基本目標	重点施策	施策の展開
1 地域でともに支え合い	1 誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現	① 地域共生社会の実現
		② 見守り支え合う地域づくりの推進
		③ 選択可能な住まいと自分らしい暮らし方
		④ 尊厳ある暮らしの支援
		⑤ 災害や感染症対策に係る体制の整備
2 いきいきと健やかに	2 健康づくりと自立支援・重度化防止の推進	① 自立支援、介護予防・重度化防止
		②「ウエルネスシティ(予防・健幸都市)」の実現
		③ 生きがいづくりの推進
	3 認知症の人を包摂する共生社会の実現（浜松市認知症施策推進計画）	①「新しい認知症観」を含めた認知症や認知症の人に関する理解の促進
		② 認知症の本人や家族の声を尊重した取組の推進
		③ 認知症の予防や気づきに資する取組の推進
	4 在宅医療・介護・福祉連携の推進	① 地域における多職種協働による在宅医療・介護・福祉サービスの切れ目のない提供体制の構築
		② 在宅医療に関する理解の促進
3 安心して最期まで暮らす	5 介護サービス基盤の整備・質の向上	①介護施設の整備
		② 介護サービスの質の維持・向上
	6 人材の確保・育成・定着、サービス提供体制の確保	持続可能なサービス提供体制の充実

資料２

６つの重点施策　主な取り組み内容（案）

No.	重点施策	施策の展開	主な取り組み内容
1	**誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現**	① 地域共生社会の実現	・ 地域ケア会議等を通じ、医療・介護・福祉等の関係機関が継続的に支援連携できる体制の強化 ・ 生活支援体制づくり協議体等を通じた地域への生活支援サービスの創出・継続への支援
		② 見守り支え合う地域づくりの推進	・ 日常生活に不安を抱える高齢者を見守り支援するための仕組みづくり（はままつあんしんネットワーク、民生委員と連携した高齢者等実態調査の実施）
		③ 選択可能な住まいと自分らしい暮らし方	・ 住まいのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の普及啓発 ・ グループホームの計画的な整備
		④ 尊厳ある暮らしの支援	・ 成年後見制度周知のための広報活動・相談機能の強化 ・ 虐待の早期発見・早期解決のための研修会の開催、関係機関との会議の実施を通した普及啓発活動の継続
		⑤ 災害や感染症対策に係る体制の整備	・ 個別避難計画における福祉専門職との連携 ・ 介護事業所が事業継続計画（ＢＣＰ）の作成、見直し指導
2	**健康づくりと自立支援・重度化防止の推進**	① 自立支援、介護予防・重度化防止	・ ケアマネジャーの自立支援に対する理解の向上推進 ・ 健康寿命の延伸に向けたフレイル予防等の普及啓発 ・ 浜松いきいき体操の普及と市民いきいきトレーナーの活動支援 ・ 住民の介護予防に関する意識啓発の実施と地域で活動している組織などへの支援 ・ 医療・介護・健診等のデータを活用した、地域の高齢者の健康課題を把握し、専門職による個別的支援と集団支援の取り組み ・ 専門職が連携し、急性期・回復期・生活期・予防期の身体機能の各段階を通じた、地域リハビリテーション支援体制の推進
		② 「ウエルネスシティ（予防・健幸都市）」の実現	・ 企業、医療・福祉団体、大学、金融機関等と連携し、市民の健康増進、健康寿命の延伸等に向けた取組を実施
		③ 生きがいづくりの推進	・ ささえあいポイント事業によるボランティア活動に対する地域貢献意識や介護予防意識の向上 ・ 高齢者の作品展等学習成果の発表機会の提供、ねんりんピックへの選手団派遣 ・ 「70 歳現役都市・浜松」の推進

3	**認知症の人を包摂する共生社会の実現**	①「新しい認知症観」を含めた認知症や認知症の人に関する理解の促進	・　「新しい認知症観」の普及啓発と理解の促進 ・　本人の発信を含めた認知症の理解の促進
		② 認知症の本人や家族の声を尊重した取組みの推進	・　認知症の人の社会参加の機会の確保 ・　保健・医療・福祉の連携の確保 ・　専門的な医療体制（認知症疾患医療センター）の充実 ・　若年性認知症を含めた相談・交流活動の推進
		③ 認知症の予防や早期の気づきに資する取組の推進	・　知識の普及や社会参加、早期発見の取組の推進
4	**在宅医療・介護・福祉連携の推進**	①　多職種による地域における在宅医療・介護の提供体制の構築	・　地域包括ケアシステム連絡会の開催 ・　在宅医療の４つの場面（退院支援、日常療養支援、急変時の対応、看取り）におけるサービス提供体制の構築のための実態把握や協議の開催 ・　身寄りがない高齢者など複合的な課題を有する方への支援にかかわる多職種連携の体制構築 ・　多職種連携研修会の実施
		②　在宅医療の理解促進	・　在宅医療に関する住民理解の促進 ・　アドバンスケアプランニング（人生会議）の普及啓発
5	**介護サービス基盤の整備・質の向上**	①　介護施設の整備	・　必要となる介護施設の整備 ・　中山間地域等の介護サービス事業の推進 ・　老朽化した特別養護老人ホームの改築・大規模修繕を支援
		②　介護サービスの質の維持・向上	・　介護保険事業所への運営指導による育成・支援
6	**人材の確保・育成･定着､サービス提供体制の確保**	持続可能なサービス提供体制の充実	・多様な人材の確保・育成・活用の支援 ・働き方の見直しや DX 推進などによる生産性向上の推進 ・介護職の魅力向上・発信の取組の推進

資料３

第10期介護保険事業計画策定に向けた県方針（案）について

令和８年４月17日
令和８年度 老人福祉計画・介護保険事業計画　市町担当者説明会

静岡県健康福祉部福祉長寿政策課

概要

１　県方針の目的

・市町は、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ地域包括ケアシステムを推進するため、介護保険事業計画を、３年を１期として策定することとなっている。
・当該計画の策定に当たり、国は、令和８年７月頃、ガイドラインとなる基本指針の案を提示予定。
・**国の議論の方向性を踏まえつつ、次期計画期間における施策の検討を市町に促すため、当該指針の提示に先立ち、令和８年４月を目途に県方針（案）を示す。**
※必要に応じて、県方針は改定する。

２　方針の根拠

○介護保険法　第116条（基本指針）、第117条（市町村介護保険事業計画）、
第118条（都道府県介護保険事業支援計画）
○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
第三　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

４　市町村への支援
都道府県は、**地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定める**とともに、　（中略）　市町村に対する支援を行うことが**重要**である。

※今後国が示す第10期計画向けの指針においても、同様に市町村への支援に係る記述がなされることが見込まれる。

目次

区分	項目
はじめに	2040年を見据えた介護保険事業計画の在り方について
1　地域共生	（1）　全般 （2）　地域包括支援センターの運営 （3）　生活支援体制整備 （4）　災害対策・感染症対策
2　自立支援、介護予防・重度化防止	（1）　全般 （2）　専門職の育成、連携 （3）　各段階（①予防期、②急性期・回復期、③生活期）
3　認知症施策	（1）　全般、他の施策との関連性 （2）　普及啓発・本人発信支援 （3）　予防 （4）　医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 （5）　認知症バリアフリー・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
4　在宅医療・介護連携	（1）　在宅医療・介護連携推進事業 （2）　在宅医療の提供体制
5　介護サービス	（1）　介護サービス基盤 （2）　介護サービスの質の維持・向上
6　人材確保・育成・定着	-

はじめに

区分	概要
2040年を見据えた介護保険事業計画の在り方について	●これまで、2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築と推進が進められてきた。 ●本県の人口は平成19年の379万7千人をピークに減少しており、2050年にはピーク時の約4分の3になる見込み。自然減が拡大していく中、人口減少抑制と適応策の両方が必要とされている。 ●2040年には「団塊ジュニア世代」が高齢者となり、85歳以上の人口増加や認知症高齢者、独居高齢者の増加が見込まれる。また、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには大きな差が生じることが見込まれる。 ●本県の健康寿命は、男性が73.75歳、女性が76.68歳であり、全国トップの「健康長寿県」である。 ●健康寿命が長いほど、自立した自分らしい生活を続けることができるため、地域社会の維持・活性化などにつながることが期待される。 ●人口減少に伴い、経済規模縮小、労働力不足、社会保障負担増加などの課題が今後深刻化していく。 ●2040年には県内では介護職員が1万人以上不足すると見込まれており、人材確保が大きな課題となる。 ●各市町においては、中長期の視点に立ち、2040年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、地域の実情を踏まえた介護サービスの維持・確保など、介護保険制度を適切に運営するとともに、地域課題の解決に向けたネットワーク構築など、地域づくりに資する様々な取組を主体的に推進する役割を果たしていくことが求められる。 ●医療・介護連携や介護人材確保、職場環境改善に向けた生産性向上など、市町を越えた広域的な連携・議論に取り組むことがこれまで以上に重要となる。

1　地域共生

区分	概要
（1）全般	●地域共生社会を意識し、他の福祉分野や地域づくりに関わる部局との調整を行うこと ●「包括的支援体制」の速やかな整備を~~検討~~推進するとともに、地域包括支援センターの役割と多機関との連携のあり方も整理すること ●地域福祉計画や市町社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画との整合性についても留意すること ●権利擁護支援の計画を策定・見直し、整合を図ること ●高齢者の虐待防止に関する対応方針を定めるなど体制の整備を図ること ●地域共生社会の実現に向けて、住民向けの勉強会やフォーラムの開催等、長期的展望で継続的に住民意識の醸成を図ること ●地域における社会的資源の把握と一層の活用に努めること
（2）地域包括支援センターの運営	●地域包括支援センターの運営指針を提示・見直しするなど、市町と包括支援センターが一体的に運営ができるよう体制を整備すること ●地域包括支援センターの運営を委託する場合は、委託する業務の内容と量に応じて、~~必置の人員に加え、必要な人員の配置~~適切な人員配置を行うこと ●在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等、それぞれの事業の評価・見直しを行うとともに、事業間の連携を図ること ●基幹型包括支援センターの設置など、市町による地域包括支援センターの後方支援体制の整備に努めること

1　地域共生（続き）

区分	概要
（3）生活支援体制整備	●生活支援コーディネーターについて、活動時間の確保や地域との関係が継続できるよう、配置を工夫するなど、機能強化を図ること ●生活支援コーディネーター及び社会福祉協議会、地域包括支援センターの連携体制の強化を図ること ●第１層と第２層の協議体の連携を強化するため、会議の実施方法や情報連携の仕組みを検証し、地域課題に応じた課題解決の仕組みを再構築すること ●関係部局と生活支援コーディネーターや協議体との連携体制を構築すること ●生活に困難を抱えた高齢者等の住まいの確保と生活の一体的な支援に努めること ●高齢者の移動に関するニーズを把握し、住民主体の移動サービスの創出など、支援の充実を図ること
（4）災害対策・感染症対策 ※現方針の7から移動	●市町が所管する介護事業所等に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を指導するための事業者指導や研修等の施策を介護保険事業計画に位置付けること ●介護事業所等の事業継続計画（ＢＣＰ）作成や見直しについて、研修や運営指導等の様々な機会で指導に努めること ●生活支援コーディネーターや福祉避難施設等の関わり方も含めて、災害発生時やその後の支援体制の構築・見直しを図ること ●個別避難計画を作成・見直し、整合を図ること ●市町の所管する介護事業所等に対する適切な感染症対策の実施、必要な物資の調達などの状況を把握し、必要な指導・支援を検討すること ●住民の生活支援や地域活動が継続的に実施できるよう支援に努めること

2　自立支援、介護予防・重度化防止

区分	概要
（1）全般	●地域資源の状況や現行のリハビリテーションの提供体制を踏まえ、各市町の「地域リハビリテーションの姿」を介護保険事業計画に盛り込むこと ●「地域リハビリテーションの姿」を描く際には、各段階において、本県独自の取組である地域リハビリテーションサポート医及び地域リハビリテーション推進員の活用や各機関との連携のあり方を盛り込むよう努めること ●国の示す「リハビリテーションに関する目標」から、プロセスとアウトカムの指標をそれぞれ設定し、事業の評価や見直しに努めること ●災害後の生活不活発病を防ぐため、災害時を想定した支援体制と通常時への移行段階の体制を検討すること
（2）　専門職の育成、連携	●地域ケア会議やサービス担当者会議など様々な場面で専門職のリハビリテーションに関する意識啓発を図るとともに、地域リハビリテーションサポート医・推進員、歯科衛生士、管理栄養士等の連携強化に努めること
（3）　各段階 ①予防期（介護予防・疾病予防・重度化防止）	●通いの場等の設置数や参加率など、住民の介護予防に関する意識啓発や住民の自発的な活動の促進のため定量的な目標を介護保険事業計画に盛り込むこと ●介護予防と保健事業の取組を整理し、かかりつけ医、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士等の通いの場等への関与を強化するなど、効率的、効果的な予防の推進を図ること ●通いの場等に関与する医療専門職が、心身機能が低下した住民を介護サービス等の集中的なリハビリテーションにつなげる仕組みを検討すること ●関係者間での必要な情報を共有するため、静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア＊かけはし）などＩＣＴの積極的な活用を図ること ● ~~新たな生活様式に対応した~~ICT等を効果的に活用した健康づくりや介護予防活動の取組を推進すること ●総合事業のサービス・活動の実施状況について適切に評価を行い、総合事業の基盤整備を推進すること

2　自立支援、介護予防・重度化防止（続き）

区分	概要
②　急性期・回復期	●入院時から退院後の生活を見据え、医療・介護関係者が必要な連携の強化を図ること ●退院から認定までの期間のリハビリテーションの提供方策について検討すること ●切れ目のないリハビリテーションが提供できるよう、静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア＊かけはし）などＩＣＴを積極的に活用すること
③　生活期	●生活期での心身機能の維持及び介護サービスの卒業による予防期への移行、予防期での総合事業やインフォーマルサービスを利用した生活支援・介護予防の流れを整理し、介護保険事業計画に盛り込むこと ●自立支援型の地域ケア会議の開催やモニタリングに関する定量的な目標を設定し、積極的な活用を図ること ●自立支援型の地域ケア会議については、開催方針を示すなど、住民や専門職に対し、会議の趣旨について理解を促進すること ●ケアマネジャーの自立支援に対する理解の向上に関する方策について介護保険事業計画に盛り込むこと

3 認知症施策

区分	概要
（1） 全般	●国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、市町の実情に即した認知症施策推進計画の策定を進めること。 ●「新しい認知症観」に立ち、認知症の人本人の声を反映させて、施策の全体像を描き、住民を含め全ての関係者で共有すること ●それぞれの職種や機関に期待される役割や必要な連携のあり方を明確化すること
(2) 普及啓発・本人発信支援	●長期的な計画の下、認知症やその疑いのある症状に不安を抱える人が、適切な場所に相談を行い支援につながるよう、住民への認知症の普及啓発を推進すること ●企業・職域型の認知症サポーター養成とともに、認知症の啓発や認知症カフェの開催など、企業等と協力した地域づくりを推進すること
(3)予防	●医療専門職の積極的な関与等により、認知症の発症リスクの低減につながるよう、関係団体と協力して一体的に取組を推進すること ● ~~新しい生活様式に対応するため、~~ ＩＣＴ等を効果的に活用した情報発信や認知症予防活動の取組を推進すること

3 認知症施策（続き）

区分	概要
(4)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	●認知機能低下の早期対応につながるよう、医療従事者（認知症サポート医、認知症疾患医療センターを含む）、介護従事者等の多職種の連携やアウトリーチ機能の強化を推進すること ●認知症に対する医療資源の現状と役割を地域全体で確認・再構築すること ●事業所指導・監督業務の中で、ケアの質の確保を図るとともに従事者が外部研修等に積極的に参加するための支援を実施すること ●認知症の人の意思決定支援など新たな視点を踏まえつつ、これまでの取組との連続性や内容の重複等を整理し、地域の実情に応じて認知症の人や家族のニーズに合わせた必要な取組を推進すること ●認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域となるため、認知症サポーターの活用、チームオレンジの設置促進、ピアサポート活動の推進、認知症カフェの取組支援等インフォーマルサービスの一層の充実を図ること
(5) 認知症バリアフリー・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	●認知症バリアフリーについては、健康福祉関連部局以外の部局とも課題を共有し、連携した取組ができるよう施策を立案すること ●他部局の施策に認知症の人や家族の意見が反映されるような仕組みづくりを推進すること ●若年性認知症については、本人、家族への相談支援等の体制づくりを推進すること ●障害部局や福祉部局等の関係機関と連携して、若年性認知症の人の抱える経済的問題や家族の精神的負担等についての理解促進や、就労支援、社会参加などに取り組むこと

4　在宅医療・介護連携

区分	概要
(1) 在宅医療・介護連携推進事業	●目指す切れ目のない在宅医療・介護の一体的な提供体制や進捗状況を記載するほか、県医師会に設置するシズケアサポートセンター（静岡県地域包括ケアサポートセンター）の活用など、関係者の認識の共有化や連携の強化を図ること ●住民が自分らしく予防期・生活期から晩年まで過ごし末期(まつご)を迎えられるように、在宅医療・在宅介護について、住民の理解を促進し、ACPの推進等に努めること ●地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療・介護連携にかかる提供体制の構築に取り組むこと
(2) 在宅医療の提供体制	●在宅医療に関する提供体制の整備に関する施策や提供機関の種別ごとの定量的な整備目標等を介護保険事業計画に記載すること ●地域で切れ目のない医療介護の提供体制のあり方を検討し、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」や「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」等と連携を図ること

5　介護サービス

区分	概要
（1）　介護サービス基盤	●ニーズの変化や施策の影響を踏まえ、適切なサービス見込み量の推計を行うこと ●2040年に向けての中長期的な推計を行うこと ●推計したサービス見込み量に基づき、必要な整備量を見込むこと ●整備量の検討に当たっては、既存施設・事業所のあり方も含め検討すること ●サービス基盤の整備は、人材確保対策と一体的に検討を行うこと ●施設の整備に当たっては、津波浸水区域外での整備を推奨するとともに、高層化等による浸水被害対策の推進を図ること ●有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況を示すこと ●中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕組み等の導入及び導入地域を示すこと
（2）　介護サービスの質の維持・向上	●研修や実地指導等の機会を捉え、事業所の育成・支援を図ること ●事務手続の標準化やデジタル化を検討し、事業所の負担軽減を図ること ●地域密着型サービスの外部評価や情報公表について、事業者に徹底すること ●県との合同実地指導や県主催の事業所研修の積極的な活用に努めること

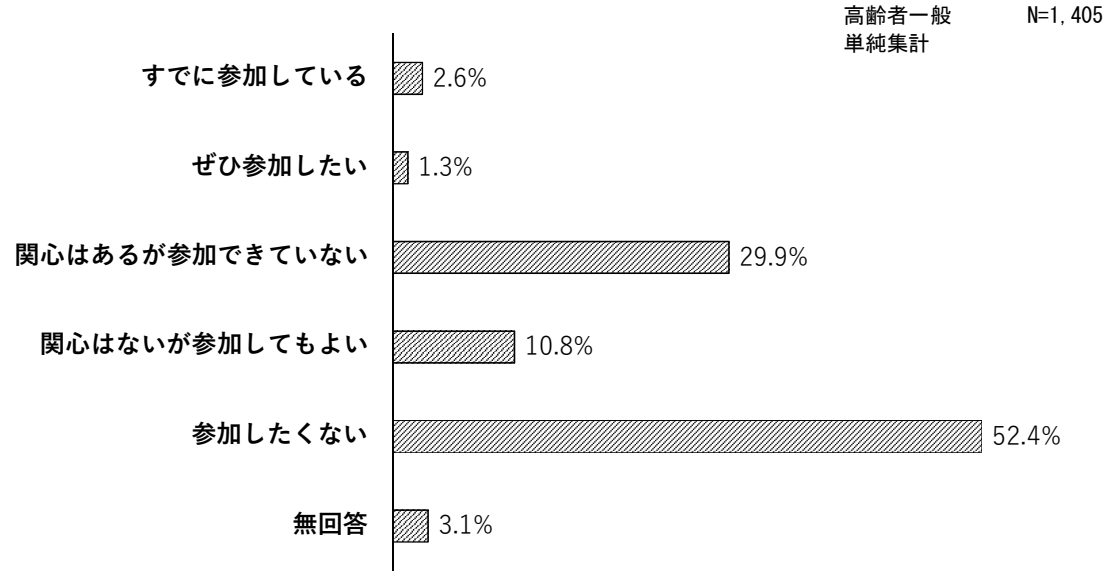
6　人材確保・育成・定着

区分	概要
－	●総合事業やインフォーマルサービスを担う人材の育成に取り組むこと ●人材の育成においては、就労支援部局や障害者支援部局とも連携し、元気な高齢者、障害のある人、育児・介護中などで短時間勤務を希望する者などの多様な人材の活用に努めること ●各市町の教育委員会などと連携し、学校における福祉教育、職業体験における介護職場との連携を促進するなど、児童・生徒、教員、保護者の介護職場の正しい理解促進を図ること ●外国人人材が住民として安心して生活を送ることができるよう生活関連部局や多文化共生部局等と連携し、日本語教育や生活面等での支援に努めること ●元気な高齢者への周知など県事業への積極的な協力に努めること

資料４

報告書 P72

地域住民による支え合い活動



◆ 「ぜひ参加したい」「関心はあるが参加できていない」「関心はないが参加してもよい」の合計が42.0%となっている（R4：38.5%）

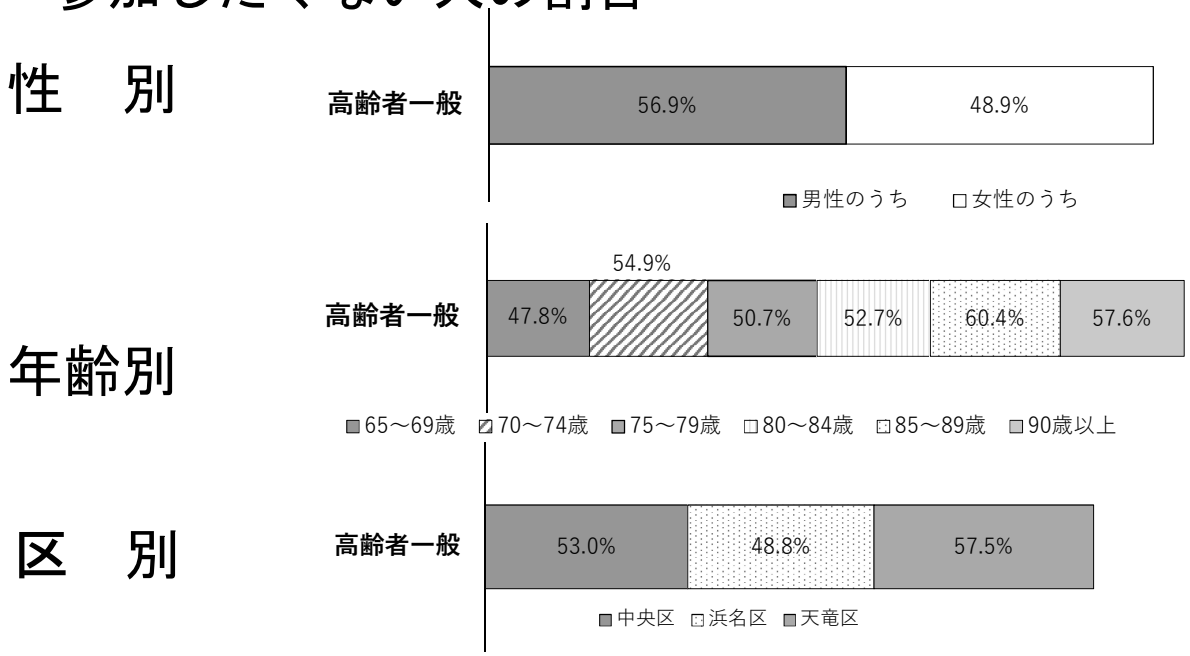
⇒参加希望者を支え合い活動の新たな担い手として活動につなげる手法の検討が必要

報告書 P72

地域住民による支え合い活動

高齢者一般
単純集計

参加したくない人の割合



◆ 高齢者の中でも若い世代は担い手として「参加したくない」人の割合が少ない（R7　65～69歳：47.8%、R7全体：52.4%）

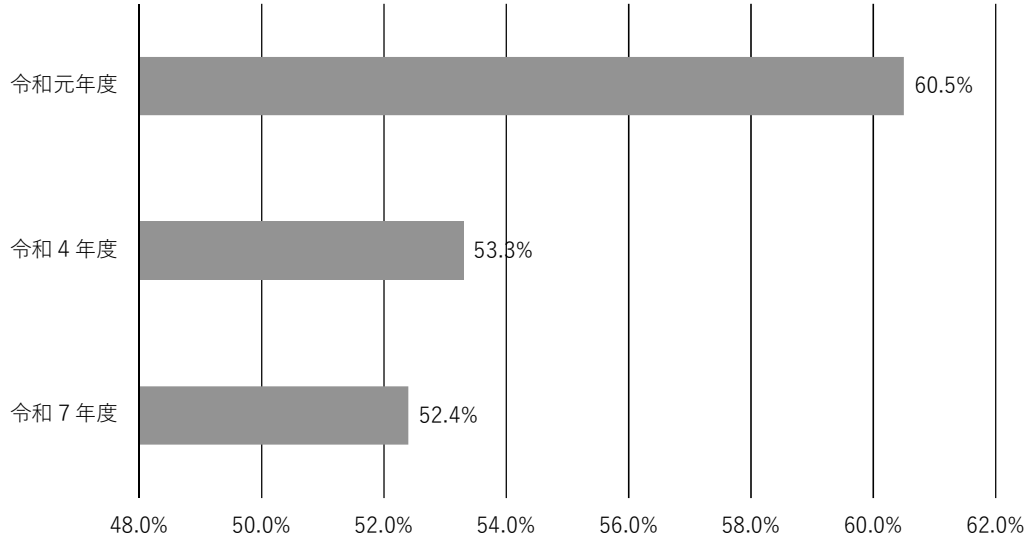
⇒今後、地域の支え合いに参加してくれることが期待できる

報告書 P72

地域住民による支え合い活動

参加したくない人の割合

高齢者一般
単純集計



◆ 地域住民によるささえあい活動の担い手として「参加したくない」人の割合が３年ごとの調査のたびに減っている（R1：60.5%、R7：52.4%）
⇒地域の支え合いの重要性が理解されてきているが、更なる推進が必要